

令和 6 年 1 0 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 6 年 1 0 月 安曇野市 農 業 委 員 会 定 例 総 会

○招集年月日 令和 6 年 1 0 月 3 1 日

○会議の日時 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（2 3 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	5 番	堀 内 伸 一 君
6 番	高 山 万 寿 君	7 番	加 島 美智代 君
8 番	藤 岡 喜美夫 君	9 番	齋 藤 岳 雄 君
1 0 番	二 木 寿 夫 君	1 1 番	平 林 明 美 君
1 2 番	三 枝 守 和 君	1 3 番	細 萱 美 嗣 君
1 4 番	降 簾 治 喜 君	1 5 番	中 村 正 君
1 6 番	小 林 正 君	1 7 番	一 志 寛 君
1 8 番	中 野 隆 洋 君	1 9 番	平 林 平 君
2 0 番	丸 山 新 悟 君	2 1 番	望 月 慎 二 君
2 2 番	請 地 康 仁 君	2 3 番	丸 山 隆 也 君
2 4 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（なし）

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	折 井 希 望 君
事務局員	飯 田 佳 乃 君		

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、ご起立ください。礼。

定例総会に先立ちまして、先日前にお亡くなりになりました丸山富美雄委員のご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

（黙 禱）

○事務局長（北條 敦君） 黙禱を終わります。ご着席ください。

それでは、開会の言葉を請地副委員長からお願いいたします。

○副委員長（請地康仁君） ご苦労さまです。

では、ただいまから令和 6 年 10 月 安曇野市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を開会します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○事務局長（北條 敦君） 続きまして会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

先ほどは丸山委員に対しましてご弔意をいただきまして誠にありがとうございました。

丸山委員とは、私、穂高の農業関係の団体の会議で何度か行き会うことがございました。大変残念に思うわけでございます。

さて、話は違うわけですが、来月の2日、3日と安曇野市のほうで食の感謝祭ということで五十数店舗のブースが出られ、食の感謝祭が開かれるわけでございます。大勢の皆様のご参加をいただきながら盛大にやっていくわけでございますけれども、食品関係、また、近隣の生坂や松川、それから、姉妹都市を結んでいるところからもたくさんのブースが出ての祭典でございます。農業委員会からは齋藤さんのところで地ビールが出るそうですので、ぜひご検討いただきたいと思います。そのほかの農業委員さんの方もまた出展される方がございましたら、大いに宣伝をしていっていただきたいと思います。

食の祭典、大いに盛り上がるよう祈念するわけではございますが、どうも2日はちょっと雨、3日は晴れるのではないかという予定ではございますけれども、どうかご出席を賜りたいとよろしく申し上げます。

本日はまたたくさんの申請が出ておりますので、慎重ご審議、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○事務局長（北條 敦君） ありがとうございます。

続いて、農業委員会憲章の唱和でございます。議案集表紙裏をご覧ください。

3番、山田稔委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局長（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の定例総会でございますが、現在、出席者が23名、過半数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第27条3項によりまして、本会議は成立いたします。

また、この会議は、個人情報保護法に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分ご配慮をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人を指名いたします。

農業委員会会議規則第19条の規定に基づきまして、議長より指名いたします。

7番、加島美智代委員、8番、藤岡喜美夫委員の2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、総会の会議の議事は出席者の過半数にて可決といたします。また、可否同数の場合は会長の決することといたします。

事務局にお伺いいたします。本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は10月25日に、豊科、穂高、三郷、明科地域は10月29日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は、総会のご意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。
53番案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が53㎡です。受人の経営面積は274㎡、渡人の経営面積が888㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の1ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、53番につきまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 委員番号23番、丸山でございます。

申請番号53番について説明いたします。

渡人は主人が亡くなり耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は渡人に管理できなくなった申請地を譲り受けたいという事由でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

ただいまの案件につきまして賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 全員挙手により許可といたします。

続きまして、54番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が215㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が215㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号54番について説明いたします。

渡人は県外に居住しており、耕作及び管理が困難なため譲渡したい。受人は自宅に隣接し管理がしやすい申請地を譲り受け、家庭菜園として耕作したいという事由でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。

それでは、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 全員挙手により許可といたします。

続きまして、55番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計1,282㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,282㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号15番、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号55番の説明をいたします。

渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したいということです。受人は申請地に隣接する住宅を購入し、申請地で耕作をしたいということです。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可といたします。

続きまして、56番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 2ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が736㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が736㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員の転用事由をお願いいたします。

○事務局(飯田佳乃君) 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号56番について事務局より説明します。

渡人は申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自家野菜畑として使用したいためということです。

審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしの声がございました。

それでは、本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可といたします。

続きまして、57番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が71㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が3,304㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号57番について説明いたします。

渡人は、受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり、譲渡することとした。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいとのこと。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により、許可といたします。

それでは、続きまして、58番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の4筆で、登記地目は田及び畑、面積が計5,729㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が5,876㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。

申請番号58番について説明申し上げます。

申請事由であります。渡人は高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は荒地になった申請地の管理をしていたが、農地の改善ができ、収穫ができるようになったため取得したい。以上であります。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、59番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 3ページをお願いします。

申請地は明科地域で、登記地目は田、面積が1,019㎡です。受人の経営面積は2,168㎡、渡人の経営面積が5,676㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号59番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は体調により耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は規模拡大による農地集積をしたいということであります。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に移ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

30番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の4ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は畑、面積が1,770㎡です。申請内容は農業用施設（倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の8ページ、9ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号30番についてご説明いたします。

転用事由につきましては、申請人は申請地を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

中島委員、お願いします。

○2番（中島博幸君） 三郷の地域長の中島です。

三郷地域委員会においては、申請地より隣接する市道に雨水が流出しているという指摘がありましたけれども、事務局において関係機関へ要望提出をするという話になりました。

○議長（佐原悦司君） 皆さん、分かりましたか。マイクがあまり調子よくないようですけれども、雨水が道に出ているのということですよね。

○2番（中島博幸君） その雨水なんですけれども、 から出てきているものなのか、その他の道路からくるものなのか。空き地があるんです、駐車場が、ほかのところの、そこからきているのかどっちか区別がつけがたいということで、 だけにちょっと、雨水が、ほかのところの水が玉になって近所に迷惑をかけているとは言い切れないということで、しばらく見守っていくということで、関係機関と一緒に見守っていこうかなということなんですけれども。

○議長（佐原悦司君） 基本的に追認申請ですので、もう建物は建ってあって、ずっと何年間も現状としてやっているということですよね。

○2番（中島博幸君） ええ、過程についてはちょっと私は把握できませんけれども、もう期間的には10年くらいはここでやっていると思いますけれども。

○議長（佐原悦司君） このまま追認申請をしていいのか、また、改善が必要なのかということですよね。

○2番（中島博幸君） だから、その辺、農業委員及び市の職員の関係を、環境課とか農政課がちょっと見守りながら、何かあった場合にはそういう改善の指摘をしていかなければいけないかなとは思っています。

○議長（佐原悦司君） 後で事務局より追認の説明をお伺いするわけですが、その前に、皆さんのほうからご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特に三郷地区の関係はまた現状を見ておられるので、いかがでしょうか。

二木委員、いかがでしょうか。

○10番（二木寿夫君） 現場を見てきた役員の方に言わせると、汚水が混じったというような表現もございましたので、できれば、追認するか、した後というのですか、ちょっと様子を見ながら対処したほうがいいのではないかと思います。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

道路側溝があるということでしょうか。側溝があって、そこに浸透……

○10番（二木寿夫君） 側溝はないです。だからそのまま道路に出て、坂道を流れ下っていくという。

○議長（佐原悦司君） 東のほうへということですよね。

○10番（二木寿夫君） はい。

○議長（佐原悦司君） 今二木委員のほうから、ここで追認申請を1回出し、許可をし、その後の状況を見ながら指導をするという意見が出ておりますが、いかがでしょうか、皆さんのほうで。

ご意見なければ、事務局から補足説明がございましたら、お願いします。

○事務局（森 和哉君） 特に事務局からは補足説明というものはございません。ただ、1点、雨水・汚水の流出というお話がありますけれども、千国街道より西側のほうから、雨のひどい日は流れきておりますので、一概にここから出ているということは判断しづらいという、ここら辺の地域全体に関わる問題と考えております。

また、畜産担当にも先ほどお話を聞かせていただきましたけれども、当該地から汚水等の流出は現在はないということを伺っております。

また、追認申請ですので、まずは農地法の適法に持っていく必要が農業委員会としてはあると思いますので、ご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 十数年来、20年近くですか、現状の位置として使っているわけでございます。その関係で、西のほうからかなり雨水が流れて、それを含めた中で東のほうへ流れていく状況でございます。

ここで皆さん、特段ご意見がなければ採決に移ります。この追認申請によりまして賛成可否かということでございますので、お願いいたします。

それでは、採決に移ります。申請どおり追認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

中島委員、そういうことですので、よろしくをお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 分かりました。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、31番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が14㎡です。申請内容は貸店舗用地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 2番、中島です。

申請番号31番についてご説明いたします。

転用事由ですけれども、申請人は貸店舗用地として利用していた申請地が当時の転用申請から漏れていたことが判明したことから、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまから採決に移ります。本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、32番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が397㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号32番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は子どもが実家の近くに2世帯住宅を建設したいとの要望があり、子どもとともに申請地に住宅を建築したいとのことです。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、33番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が9.74㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号33番について説明いたします。

転用事由、申請人は申請地を自宅の庭として利用していたが、一部農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。

審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、34番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計24㎡です。申請内容は住宅敷地（駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番の請地です。

申請番号34番についてご説明申し上げます。

申請人は、現在の車庫では家族が購入した車両が収まらないため、申請地に駐車場を造成したいとのことです。

ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更審議を上程いたします。

11番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は明科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計883㎡、申請内容は令和5年3月9日付長野県指令4松地農第5号の304、老人デイサービス事業施設で許可になっていたものを、当初計画者から継承者が駐車場に変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号11番について説明申し上げます。

転用事由ですが、渡人は事業施設を造成、建築する目的で許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、駐車場として造成したいということでございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまから採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条の許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 農地法第5条の許可申請審議を上程いたします。

105番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が500㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号105番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は現在アパートに居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。

審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、106番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計145㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号106番についてご説明いたします。

転用理由ですが、借人は、申請地を車両の進入路及び駐車スペースとして利用していたが、一部農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、107番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が

870.58㎡です。申請内容は農業用施設（農機具置場）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号107番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は経営規模拡大に伴い、農機具等の置場が不足しており、申請地に新規購入した大型農機具を格納する農機具置場を増設したいということであります。

審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、108番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が380㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号108番の説明をいたします。

転用事由、受人は来客及び従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいということです。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明に対しましてこれより審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がありました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、109番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計329㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号109番の説明をいたします。

転用事由、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしの声がありました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、110番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が241㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番(平林明美君) 委員番号11番、平林です。

申請番号110番について説明いたします。

転用事由は、受人は現在県外に居住しているが、自然に恵まれた地域への移住を考えており、周囲には田園があり、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、111番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計330㎡です。申請内容は資材置場（一時転用）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 続きまして、担当地区委員、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 申請番号111番について、事務局より説明します。

転用事由は、借人は申請地を河川改修工事に伴う従業員の仮設休憩所、トイレとして使用したいということであります。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、112番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が18㎡です。申請内容は住宅敷地（進入路）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号112番について説明します。

転用事由は、借人は住宅の建て替えに伴い、接道が建築基準法による要件に満たさないため、申請地を利用し、建築基準法を満たしたいということでもあります。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、113番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計1,131㎡です。申請内容は卸売業用地（事務所・倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号113番について説明いたします。

転用事由ですけれども、受人は現在の事務所用地では手狭で業務に支障が出始めたため、申請地に事務所を建て替え、そのほかトラックの積み下ろしスペースの確保並びに従業員の駐車場の整備を行いたいということでございます。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、これより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、114番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が242㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。

申請番号114番について説明いたします。転用事由ですが、受人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性と環境のよい申請地に住宅を建築したいというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、これより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、115番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計918㎡です。申請内容は資材置場（一時転用・許可日から3年間）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○8番（藤岡喜美夫君） 委員番号8番、藤岡です。

申請番号115番について説明いたします。

転用事由、借人は、現在使用している資材置場の賃貸契約が終了することから、次の土地を選定するまでの一時的な利用として申請したい。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、116番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の4筆で、農振農用地です。登記地目は畑、面積が計8,142㎡です。申請内容は農業用施設（資材・農機具置場、倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○10番（二木寿夫君） 10番、二木です。

申請番号116番についてご説明いたします。

転用事由としましては、申請人は申請地を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

中島委員、お願いします。

○2番（中島博幸君） 三郷地域委員長の中島です。

この申請地についてですけれども、地番を見ますと[REDACTED]、これはこちらの図でありますけれども、43ページのちょっと色がついている、これが両方で6,000㎡ちょっとなんですけれども、ここに牛のエサとしてローズマリーの、ここに茶色っぽいところがあります。その横の黄色いところ、ここはもみ殻を今置いてある。こちら辺が今何も使っていないということなんですけれども、[REDACTED]の説明によりますと、今後牛の飼料をつくっていく上でロールを置くについてこのくらい面積が欲しいということです。ロールを置くについてもくっつけて置いてしまうとネズミ等の害虫というか、そういうものに食べられて、穴があいてそこから空気が入るものですから腐ってしまう。そのために少し空けておかなければいけないために、空けておくことと、あと機械をいろいろ手配するために余裕を持って適法申請をしたいという旨を聞いております。

農業者としても、私が思うには本当にやればこのくらいやれると思うんですけども、[REDACTED]、去年、おとしかな、ちょっとトラクターを焼失してしまったので仕事が入らなかつたというところもあって、今はここが空いているけれども、将来的には、将来を見越してここも使うだろうということで許可をした次第です。

○議長（佐原悦司君） 追認申請ということの申請でございしますが、ロールを置いておくその

土地を何年ほど前から使っているのですか。

○2番（中島博幸君） この土地についてももう長いこと使っていると思って、いつとは私も、10年以上前からこのような形態で使っているところです。

○議長（佐原悦司君） 委員の皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

二木委員さんのほうからよろしいでしょうか。

○10番（二木寿夫君） 特にありません。

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうからよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（佐原悦司君） それでは、審議を打ち切りまして、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、117番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は三郷地域の5筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑で、面積が計2,014㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（6区画）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○2番（中島博幸君） 2番の中島です。

申請番号117番について説明させていただきます。

転用事由、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特定建築条件つき土地ということで以前に出てきましたが、ご理解いただけているでしょうか。ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしのお声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、118番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が397㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号118番について説明いたします。

転用事由、借人は、現在アパートに居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に二世帯住宅を建築したいとのことです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、119番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請地は三郷地域の3筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑で、面積が計972㎡です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の48ページ、49ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） 続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号119番について説明いたします。

転用事由、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいとのことです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして、これより審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本申請どおり、許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、120番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は明科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が583㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の50ページ、51ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番(堀内伸一君) 5番、堀内です。

申請番号120番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は借家に居住しているが、今後耕作面積も増えることから、申請地に住宅を建築し、農機具を設置するスペースを確保して農業に従事したいということでございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、121番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は明科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計883㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の52ページ、53ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号121番について説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は社員通勤車及び中古車、社用車の駐車場として隣接する申請地を取得し、駐車場として造成したいということであります。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 農地利用集積審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号51番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は田、面積が1,633㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年11月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の54ページでご確認ください。

続いて、整理番号52番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は田、面積は1,268㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年11月20日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の55ページでご確認ください。

以上、2件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきましてこれより審議に入ります。

ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） 賛成多数により原案どおり農地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

議案第6号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 農地利用集積計画審議（利用権設定）につきまして上程いたします。

農業委員会に関する法律第31条の議事参与等の制限によりまして、委員番号2番、中島委員、委員番号20番、丸山委員につきましては参考人として出席いただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和6年10月31日です。設定件数は総計33件、11万6,775㎡です。うち新規分は、総計12件、4万279㎡です。期間別設定面積は、2年から10年2か月までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計76筆で、耕作者は26人、所有者が30人となっております。

利用権設定の一覧は、15ページから17ページにわたっております。18ページから23ページが中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

担当地区の方、かなり件数が多いかと思いますが、しっかり確認をお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） それでは、原案どおり決定いたします。

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、全ての審議を終了いたします。

午後 3時10分 閉会